

監査公表第6号

令和2年（2020年）7月29日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	三	上	洋	右
同	國	安	政	典

### 措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和2年7月27日付け札幌第988号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 988 号

令和 2 年（2020 年）7 月 27 日

札幌市監査委員 藤江 正祥 様  
同 窪田 もとむ 様  
同 三上 洋右 様  
同 國安 政典 様

札幌市長 秋元 克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

# 別紙

## 1 指摘に対する措置（令和2年度監査報告第1号に掲載された指摘事項に係るもの）

### (1) 令和元年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 役務契約に係る事務手続きにおいて、小額の役務の場合に正式な見積書を徴することなく業務を発注していたものや、仕様書で受託者に提出を求めている書類を受理しないまま履行検査を行っていたものなど、誤った事務処理が散見された。今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに提出漏れの書類を徴取するなど、事務手続きに不備のあった書類の整備を行うとともに、起案には関係規定やハンドブック等の写しを必ず添付することとした。</p> <p>また、見積書の徴取や仕様書で提出を定めている書類の確認についても事務手順を見直すなどの改善を図り、決裁時及び支出審査の際にも確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図った。</p> <p>この指摘に限らず、今回の監査で指摘を受けた内容を中心に、特に留意すべきポイント等をまとめた資料を作成し、部内関係職員に対して研修（10月開催予定）を実施して周知・啓発を行い、再発防止に努めることとした。</p>	

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 労働関係法令等の届出状況報告や履行体制についての確認書類など、仕様書で定める書類が提出されていないもののほか、指定管理施設の備品に係る使用貸借契約の締結がなされていないものや現場責任者の業務遂行に必要な資格等の確認がなされていないものなど、仕様書に定める事項が順守されていないものがみられた。</p> <p>仕様書に定める事項を順守することは、適正な履行品質の確保に当たり重要であることから、今後は、内容を十分確認のうえ、基本的な事項についてもチェックを強化し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>労働関係法令の遵守状況については、一般的に報告すべきと考えられる届出のチェックリストを作成し、指定管理者に対して、文書で報告するよう指導した。</p>	

## 別紙

また、指定管理者制度導入時の仕様書において、施設の備品については物品使用貸借契約を締結する規定を設けていることから、今回の指摘を受け、指定管理者を更新する令和2年度から物品使用貸借契約を締結した。

現場責任者が有する必要な資格の確認については、受託者から書面により提出を受け、業務遂行に必要な資格を有する現場責任者を配置していることを確認した。

今後は、契約締結時に提出を指示する「現場責任者・従事者届」と併せて、現場責任者及び従事者全員が有する資格・技能等を証明する書面の提出を求め、業務遂行に必要な資格・技能等の有無を確認することとした。

監査対象	保健福祉局高齢保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下の事例がみられた。</p> <p>(ア) 見積書を徴取せず、参考見積をもって契約を締結しているもの</p> <p>(イ) 契約書を取り交わす必要があるため、契約締結伺(二次伺)を省略できないが、これを省略しているもの</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後行う産業廃棄物処理は、指摘事項を踏まえて、見積書を徴取し、契約締結伺(二次伺)を作成したうえで、契約を取り交わすよう徹底する。</p>	

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下の事例がみられた。</p> <p>(ア) 見積書を徴取せず、参考見積をもって契約を締結しているもの</p> <p>(イ) 契約書を取り交わす必要があるため、契約締結伺(二次伺)を省略できないが、これを省略しているもの</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、関係職員で札幌市物品・役務契約等事務取扱要領及び産業廃棄物ガイド等を改めて確認するとともに、今後は、適切な事務処理を行うため、新たに産業廃棄物の委託事務に係る簿冊を作成・管理し、事務処理の手順が分かるようにした。</p>	

# 別紙

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 産業廃棄物処理の委託に関する事務について、以下の事例がみられた。</p> <p>(ア) 契約書を取り交わす必要があるため、契約締結伺（二次伺）を省略できないが、これを省略しているもの</p> <p>(イ) 法令で定められている収集運搬業許可証及び処分業許可証が契約書に添付されていないもの</p> <p>(ウ) 産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）に記載された最終処分終了日より前に履行検査を行っているもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係職員に対して、産業廃棄物ガイド（環境局作成）など、関係規定について改めて周知した。</p> <p>また、事務手続きに不備のあった書類の整備を行い、（ウ）については、改めて完了届を提出させ、業務が確実に行われていることを確認した。</p> <p>産業廃棄物処理を委託する際は、関係法令等の写しを添付することとしたほか、業務完了時には、完了届とマニフェスト（E票）の整合性が取れているか等の確認を徹底するとともに、決裁時及び支出審査の際にも改めて確認を行うことにより、チェック体制を強化した。</p> <p>なお、産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、総務企画課では、内部統制制度における今年度の特定リスクとして選定している。</p>	

監査対象	東区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ウ 複合複写機を廃棄する際に、産業廃棄物の広域認定制度(*)に基づき、製造業者に回収・処理を委託していたが、産業廃棄物処理委託契約を締結しておらず、契約書に添付すべき認定証の写しの確認もされていなかった。</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

## 別紙

	(*) 廃棄物の広域認定制度：製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度。製造事業者等は、環境大臣の認定を取得する必要がある。
--	--

### 《指摘に対する措置》

不用物品の処分に関して、今回の指摘内容や関係規定等をまとめるとともに、適正に事務処理が行われるよう、業務マニュアル上に明記した。また、物品の管理と部の経理業務を担当する庶務係とも共通認識を図り、相互チェック体制を強化した。

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(3) 物品購入に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品を購入した際の受入検査については、物品検査員が立会人の立ち会いのもとに行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、LPガスの納入に係る受入検査において、検査が適正に行われていないのがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘に対する措置》

関係職員に対して、札幌市物品検査規程など関係規定について改めて周知した。

なお、当該検査については、課長まで検査を行うよう是正している。

監査対象	東区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(4) 物品の借受に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>借受をする物品の受入検査については、物品を購入した際の受入検査と同様、納入と同時に納品書の提出を受け、物品検査員が立会人の立ち会いのもとに行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、借受期間中の履行検査については毎月行われているものの、納入された際の受入検査が行われていないのがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘に対する措置》

今回の指摘を受け、改めて借受物品の受入検査を行い、所属長へ報告を行う

## 別紙

とともに、担当者の契約業務に関する知識・認識不足が原因であることを踏まえ、再び同じ過ちを繰り返さないように職場内で指摘事項を共有したうえで、チェック体制を強化し、関係規定の内容の周知徹底を図った。

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(5) 石油製品の購入に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>給油指図書により給油を行った際は、契約者（給油業者）から同指図書に給油数量等の記載を受けることとされているが、給油数量の記載を受けないまま納品伝票により数量を確認して事務処理を行っているものがみられた。</p> <p>今後は関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>記載もれがあった指図書は直ちに給油業者に追記させ是正した。指図書により給油を受けに行く者は、給油数量を含め契約者の記載もれがないかどうか確認するよう職員に周知した。また、支出担当者は全ての記載事項にもれがないか必ず確認し支払事務を行うことを徹底した。</p>	

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 財産管理事務/(6) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 概算払により交付している高齢者福祉の増進等を目的とした老人クラブ等への補助金交付に関する事務処理において、以下のとおり不適切な事例がみられた。</p> <p>(ア) おとしより憩いの家運営費補助金の交付を受ける団体は、同補助要綱にて、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした書類、会計帳簿等を備え、補助対象期間の運営が完了したときは、実績報告書に会計帳簿等を添えて提出することとされているが、この会計帳簿等の提出を受けていないもの</p> <p>(イ) おとしより憩いの家運営費補助金の補助金額の確定に際し、補助対象とならない経費を補助対象としているもの</p> <p>(ウ) 老人クラブ活動費補助金について、交付額の確定及び精算の事務処理において、以下のように不備のある申請書類を受け取ったまま処理を行っているもの</p> <p>a 事業実績報告書の記載事項について、訂正印等がないまま訂正を行っているもの</p> <p>b 事業実績報告書に決算書の写しが添付されていないもの</p>

## 別紙

	<p>c 概算金精算書の記載方法を誤っているもの</p> <p>補助金は、公益上必要があると認めた場合に、公正かつ効率的な運用の下に交付すべきものであり、交付決定等に係る事務手続きが正確に行われなことは、申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものである。</p> <p>今後は、関係規程等の内容を十分に把握し、交付決定に当たっては、対象となる経費や算定の根拠となる書類の一つひとつが補助金額を確定させるための重要な資料であることを踏まえ、慎重に申請書類等の審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>要綱に沿った補助対象経費について理解を徹底するとともに、書類の受領時に記載内容及び必要書類について、新たに作成したチェックリストに基づいて、複数で確認作業を行うことによりチェック体制を強化し、再発防止に向けて確実に事務を行うこととした。</p> <p>なお、指摘があった後、実績報告書の訂正を受けたが、補助金額が上限を超えているため、補助金の返還等は発生していない。</p>	

監査対象	白石区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(6) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 概算払により交付している高齢者福祉の増進等を目的とした老人クラブ等への補助金交付に関する事務処理において、以下のとおり不適切な事例がみられた。</p> <p>(ア) おとしより憩いの家運営費補助金の交付を受ける団体は、同補助要綱にて、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした書類、会計帳簿等を備え、補助対象期間の運営が完了したときは、実績報告書に会計帳簿等を添えて提出することとされているが、この会計帳簿等の提出を受けていないもの</p> <p>(エ) 老人クラブ活動費補助金について、交付額の決定、確定及び精算の事務処理において、以下のように不備のある申請書類を受け取ったまま交付決定等の処理を行う、あるいは補助金額の確定処理の際に補助対象経費等の取扱いを誤るなどしているもの</p> <p>b 交付申請書に記載された会員数と、申請書に添付された会員名簿の実質的な会員数とが相違しているもの</p> <p>c 実績報告書上の使途の記載が明確さに欠けているもの</p> <p>d 補助金額の確定に際し、提出を受けた経費内訳書の記載内容によると補助対象外と判断される経費を補助対象としているもの</p> <p>補助金は、公益上必要があると認めた場合に、公正かつ効率的</p>

## 別紙

	<p>な運用の下に交付すべきものであり、交付決定等に係る事務手続きが正確に行われないことは、申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものである。</p> <p>今後は、関係規程等の内容を十分に把握し、交付決定に当たっては、対象となる経費や算定の根拠となる書類の一つひとつが補助金額を確定させるための重要な資料であることを踏まえ、慎重に申請書類等の審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p><b>ア(ア)について</b></p> <p>会計帳簿等には支払日と支出内容を記載するよう、おとしより憩の家各代表あてに周知を図った。また、審査では複数の職員で確認することとし、チェック体制の強化を図った。</p> <p><b>ア(エ)－bについて</b></p> <p>直ちに当該クラブに事実確認を行ったところ、名簿の誤りであり補助対象会員数に変更はないことが判明した。後日訂正した会員名簿の提出を受けた。</p> <p>今後は複数の職員で確認を行い、再発防止に努める。</p> <p><b>ア(エ)－cについて</b></p> <p>新たに作成した実績報告書の記載事例を各老人クラブ会長に送付し、補助金の使途を明確に記載するよう周知徹底を図るとともに、審査では複数の職員で確認することとし、チェック体制の強化を図った。</p> <p><b>ア(エ)－dについて</b></p> <p>補助対象経費の審査において、補助対象とならない経費を認めることのないよう手順を確立するとともに、複数の職員で確認することで、チェック体制の強化を図った。</p> <p>なお、指摘があった後、実績報告書の訂正を受けたが、補助金額が上限を超えているため、補助金の返還等は発生していない。</p>	

監査対象	厚別区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(6) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 概算払により交付している高齢者福祉の増進等を目的とした老人クラブ等への補助金交付に関する事務処理において、以下のとおり不適切な事例がみられた。</p> <p>(ア) おとしより憩いの家運営費補助金の交付を受ける団体は、同補助要綱にて、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした書類、会計帳簿等を備え、補助対象期間の運営が完了したときは、実績報告書に会計帳簿等を添えて提出することとされているが、この会計帳簿等の提出を受けていないもの</p>

	<p>(エ) 老人クラブ活動費補助金について、交付額の決定、確定及び精算の事務処理において、以下のように不備のある申請書類を受け取ったまま交付決定等の処理を行う、あるいは補助金額の確定処理の際に補助対象経費等の取扱いを誤るなどしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 補助金交付申請書等の記載事項について、訂正印等がないまま訂正を行っているもの</li> <li>b 交付申請書に記載された会員数と、申請書に添付された会員名簿の実質的な会員数とが相違しているもの</li> <li>d 補助金額の確定に際し、提出を受けた経費内訳書の記載内容によると補助対象外と判断される経費を補助対象としているもの</li> </ul> <p>補助金は、公益上必要があると認めた場合に、公正かつ効率的な運用の下に交付すべきものであり、交付決定等に係る事務手続きが正確に行われないことは、申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものである。</p> <p>今後は、関係規程等の内容を十分に把握し、交付決定に当たっては、対象となる経費や算定の根拠となる書類の一つひとつが補助金額を確定させるための重要な資料であることを踏まえ、慎重に申請書類等の審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p><b>ア（ア）について</b></p> <p>交付申請書に会計帳簿等の写しを添付するよう案内文に明記し、提出漏れがないように改善した。</p> <p><b>ア（エ）－ a、b、dについて</b></p> <p>ア（エ） a、b、dに共通する課題として、相当数分量のある書類の確認作業を一定期間内に、複数の職員の目により、適切に実施する体制を作ることがあげられる。</p> <p>そのため、下記のとおり改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類提出方法の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>書類の受付について、締め切りまでに随時書類の提出を受け付ける方式ではなく、各老人クラブに日時を割り付け、個別に提出させる方式に変更した。</li> <li>これにより窓口に出発者が列を作ることがなくなったため、職員が落ち着いて確認できるよう改善された。</li> </ul> </li> <li>・様式の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正印の押印漏れ等を防ぐため、提出様式に捨て印を押印する様式に変更した。</li> </ul> </li> <li>・書類の確認体制の変更</li> </ul>	

## 別紙

書類の確認作業について、下記のとおり①～⑤に分け、3名で分担し、重複確認ができる体制とした（②により、bに対応し、④によりdに対応するよう、確認体制の改善を図った）。

- ① 受付、各書類の添付書類の確認（担当係長）
- ② 交付申請書の内容確認、クラブ名簿と交付申請書の照合（地域福祉係A職員）
- ③ 実績報告書の内容確認（地域福祉係B職員）
- ④ 実績報告書中、補助金充当経費内訳の確認（担当係長）
- ⑤ 書類全体の確認、修正箇所や疑義のある個所の先方への確認（担当係長）

上記体制としたことで、地域福祉系の業務増とはなるものの、受付から審査結果の伝達までの時間の面では短縮され、市民対応においては改善が図られたと認識している。

なお、指摘があった後、実績報告書の訂正を受けたが、補助金額が上限を超えているため、補助金の返還等は発生していない。

監査対象	保健福祉局高齢保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(6) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 軽費老人ホームの事務費に対する補助金の額は、施設側の事務費実支出額の年間合計額又は事務費基準額の年間合計額のいずれか少ない額から、施設側が利用者から徴収した利用料の年間合計額を控除して得た額とすることとしている。</p> <p>このうち、利用者から徴収する額（以下「本人徴収額」という。）は「札幌市軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針」（以下「指針」という。）により、施設の種類や入所者数により具体的な額（月額）が定められている。</p> <p>しかしながら、事業終了時に施設側から提出された事業実績報告書の事務費本人徴収額は、指針で定めた本人徴収額（月額）を下回る額に基づき計算されていたため、本来は施設側が利用者から徴収すべき額との差額について、これを市が補助金として補填しているものがみられた。</p> <p>今後は、提出された書類の審査を慎重かつ的確に行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>令和元年度の補助金の交付確定に当たっては、担当職員が確認したものを、係長職が再確認し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>今後は同様のことがないように、担当者が変わった際には今回の指摘を確実に引継ぎ、適正な事務処理の執行に努めることとした。</p>	

## 別紙

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 支出事務/(7) 特殊勤務手当（日額）の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>日額の特殊勤務手当の額は、手当の対象となる業務に従事した時間が4時間15分以下となった場合、当該手当の10分の6に相当する額に減額して支給することとされている。</p> <p>しかしながら、知的障害者更生相談所ではこの取扱いを誤認し、午後のみ当該業務に従事した場合（4時間15分）であっても、減額せずに手当を支給しているものがみられた。</p> <p>今後は、チェック体制を強化し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、既支給額を精査し、過支給分について直ちに戻入した。また、人事・給与ハンドブック（給与編）、札幌市職員特殊勤務手当支給規則別表を改めて確認し、制度の正しい理解を図り、所内のミーティング等で内容を周知し認識を正した。</p> <p>さらに、内部統制制度における特定リスクにも選定し、定期的に注意喚起をすることで、なお一層慎重な事務処理に努めることとした。</p> <p>制度の正しい理解の下で、引き続き、複数人によるチェック等を実施し、適正な事務執行に努めていく。</p>	

監査対象	厚別区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 財産管理事務/(1) 金券の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>金券の管理に関する事務について、一部、受払簿等による管理が行われないまま、長期間保管されているものがみられた。</p> <p>金券は現金同様の取扱いが求められるため、日々の受払及び保管数について記録し、少なくとも月1回は検査を行うなど、適正かつ確実な管理を行うよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係職員に対して、財務経理ハンドブックなど関係規定について改めて周知するとともに、当該金券については、直ちに受払簿を作成し、保管する他の金券同様、毎月1回以上、課長まで検査を行うよう是正した。</p> <p>次年度に繰り越す際は、受払簿等の作成を遺漏することのないよう、前年度の簿冊の決裁時に、新年度の簿冊を添付して繰り越されたことがわかるようにする。</p>	

監査対象	保健福祉局高齢保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(1) 地方公務員法の規定に基づく宣誓書への署名を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市では、地方公務員法第31条の規定に基づき制定した札幌</p>

## 別紙

	<p>市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条において、新たに職員となった者は、所定の様式に定める宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないと定めているが、臨時的任用職員の任用において、この署名を行わせていないものがみられた。</p> <p>地方公務員法第30条は、すべての職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり全力を挙げてこれに専念しなければならないことをサービスの根本基準としている。</p> <p>その上で、同法第31条により、条例の定めによるサービスの宣誓を行うことを職員の義務として規定し、札幌市では、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること等を宣誓書の内容としているのであるから、今後は、宣誓書への署名を適正に行われたい。</p>
--	--

### ≪指摘に対する措置≫

臨時的任用職員の任用事務に関する例規類の細部について理解が不足していたことによるものと認識しており、今後は、会計年度任用職員の任用事務の関係規程を細部まで確認し、引継書の形にして後任者へ引き継ぎ、他の手続きも含めて遺漏のないように努める。

なお、辞令交付の際に宣誓書を徴取後、直ちに担当の係長が宣誓書の内容を確認することとした。

監査対象	東区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(1) 地方公務員法の規定に基づく宣誓書への署名を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市では、地方公務員法第31条の規定に基づき制定した札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条において、新たに職員となった者は、所定の様式に定める宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないと定めているが、臨時的任用職員の任用において、この署名を行わせていないものがみられた。</p> <p>地方公務員法第30条は、すべての職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり全力を挙げてこれに専念しなければならないことをサービスの根本基準としている。</p> <p>その上で、同法第31条により、条例の定めによるサービスの宣誓を行うことを職員の義務として規定し、札幌市では、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること等を宣誓書の内容としているのであるから、今後は、宣誓書への署名を適正に行われたい。</p>

### ≪指摘に対する措置≫

指摘後、現在任用中の者については、直ちにサービスの宣誓及び宣誓書の収集を行った。また、再び同じ誤りを繰り返さないよう「会計年度任用職員任用に係る必要書類チェックリスト」を作成し、今後、会計年度任用職員の任用を行う際は、これを用いて事務を行うよう関係課に周知・徹底を行った。

# 別紙

監査対象	白石区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 支出事務/(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係職員に対して、暴力団排除条項の趣旨も含め関係規定について、改めて周知し、平成31年度の契約書において、暴力団排除条項を追加した改定契約書を締結した。</p> <p>また、令和2年度の契約については、基準様式を使用し契約するとともに、次年度以降についても、常に最新の要綱・要領・ハンドブックを確認するとともに様式についても同様に最新の基準様式を使用し、数人体制によるチェックを徹底することとした。</p>	

監査対象	保健福祉局障がい保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む</p>

## 別紙

	<p>機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

### 《指摘に対する措置》

今後、同様の事務執行が発生した場合に適正な事務を行うことができるよう関係職員間において、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」をはじめとした関係規定を再度見直すなど、事務手順の確認を行った。

監査対象	白石区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘に対する措置》

公有財産の貸付等の事務について、再び同じ誤りを繰り返さないよう、最新の関係規程や通知等の再確認を行った。

また、再発防止のため、前年度からの要綱の変更点等を起案に付記すること

## 別紙

により、次年度の起案者が過去の起案を確認する際に、変更点を確認するように促すとともに、決裁者がわかりやすく、漏れが生じないよう事務の改善を行った。

加えて、誤りが起こりやすい事項を要点化したチェックリストを作成し、複数人体制によるチェックを徹底することとした。

監査対象	厚別区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>公有財産の目的外使用許可について、再び同じ誤りを繰り返さないよう、担当者及び決裁権者で関係要綱等の確認を行うとともに、今後は複数の職員で確認をするなどチェック体制の強化を図った。</p> <p>また、指摘のあった平成31年度使用許可書については、使用許可期間が終了していたが、令和2年度使用許可書の許可条件に「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する所定の内容を反映させた。</p>	

監査対象	保健福祉局高齢保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 行政運営事務/(3) 内部統制上の課題を解消し、円滑な制度運営に努めるべきもの</p> <p>市の事務処理誤りにより、高額医療・高額介護合算制度(*)の制度利用者に払い戻した給付金が過大となり、返還を求める事案が生じた。</p> <p>この誤りの原因には、市の介護保険制度を統括する貴部におい</p>

## 別紙

て、制度変更に伴う変更後の具体的な事務処理手順をマニュアルに反映していなかったこと、合算制度における給付額を適正に算定するために欠くことができない事務の進捗状況について、組織内での共有が図られていなかったことや管理監督者による適切な関与がなかったこと、実務を担う区保健福祉部への事前の情報提供が十分ではなかったことなどが挙げられるが、これは、事務の適切な執行を確保するための内部統制に不備があったと言わざるを得ない。

この内部統制の不備は、区や関係機関の業務への影響にとどまらず、制度利用者に、一度受け取った給付金を返還することに伴う負担感を与えるとともに、返還に係る手間を強いるなど、大きな影響を及ぼしたと考える。

今後は、制度統括部としての内部統制上の課題を解消し、的確な事務処理を含めた円滑な制度運営に努められたい。

(\*) 高額医療・高額介護合算制度：介護保険と医療保険における1年間の自己負担額の合計額が高額となった場合に、負担軽減のため、上限額を超えた金額を払い戻す制度

### 《指摘に対する措置》

下記のとおり再発防止の具体的な取組を行っている。

#### ○本庁の取組内容

- ・ 高額医療・高額介護合算制度の事務処理に際して、複数の担当者において相互に確認・点検を行うことを徹底した。
- ・ 担当者が変わっても事務を引き続き適切に行うため、業務マニュアルに年間高額サービス費の時限措置制度について新たに明記した。
- ・ 自己負担額の算定のため、本庁において年間高額介護サービス費の補正リストを作成し、このリストを各区へ送付する必要がある旨を業務マニュアルに新たに記載した。
- ・ 担当者のラインにおいてもチェック機能が働くように、高額医療・高額介護合算制度の国保連への連携データについて、起案処理による内容確認を行うこととした。

#### ○区に対する取組内容

- ・ 各区においては、本庁から送付された年間高額介護サービス費の補正リストに基づいて、事務処理を行う必要がある旨を、業務マニュアルに新たに記載し、区へ適切な情報提供を行った。
- ・ 高額医療・高額介護合算制度の国保連への連携データについて、支給金額を算定する対象者の一覧を区に送付し、区においても年間高額介護サービス費の対象者が含まれていないかどうかを確認することができるようにした。
- ・ 区への支給額算定時の介護保険自己負担額情報を含むデータ提供に際し

## 別紙

て、申請勸奨時に仮に算定した介護保険自己負担額情報を併せて提供することとし、区において、申請勸奨時と支給額算定時の介護保険自己負担額の違いの有無についての確認作業を可能とした。

### (2) 令和元年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局みどりの推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 工事監理/(1) 現場環境改善費で実施した内容を確認すべきもの</p> <p>現場環境改善費（以下「改善費」という。）は、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うためのものである。</p> <p>今回監査した工事の特記仕様書では、受注者が改善費で実施する項目を選択し、工事完了後には改善費の実施状況がわかる写真等の資料を提出することと定められている。</p> <p>改善費の実施状況がわかる写真等の資料を確認した結果、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>特記仕様書に定められている改善費で実施する項目と改善費で実施した内容の整合性がとれているか確認するとともに、受注者より提出される改善費の実施状況がわかる写真等の資料が適切に作成されているのか確認するよう努められたい。</p> <p>ア 改善費で実施する項目に該当しない現場休憩所の設置に改善費を使用していたもの</p> <p>イ 工事完了後に改善費の実施状況がわかる写真等の資料が確認できないもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘された内容について令和2年3月25日(水)と4月20日(月)に、係長職及び工事担当者を対象とした会議を開催し、改善費について改めて確認するとともに、施工計画書提出時には受託者と内容について協議及び確認すること、また受託者から成果品が提出された際には、適切に実施されていることの確認を徹底するよう周知した。また、改善費の積算に関する取扱いについて、わかりやすく共有するため、設計の際に内部資料として使用している「統一事項」の令和2年改訂版に改善費についての項目を追加した。</p>	
監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 工事監理/(2) 工事写真を適切に撮影すべきもの</p> <p>「営繕工事写真撮影要領」等では、工事写真の撮影対象を定めているが、今回監査した建築工事において、以下のとおり工事写真が適切に撮影されていない事例がみられた。</p> <p>発注者は、工事写真の撮影を適切に行うよう受注者へ指導し、</p>

## 別紙

	<p>適正な工事監理に努められたい。</p> <p>ア 使用材料の形状・寸法等が分かる工事写真を撮影していないもの</p> <p>イ 後日の目視による検査が不可能となる部分について、施工の状況が分かる工事写真を撮影していないもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>本件について建築係会議にて、「営繕工事写真撮影要領」の適切な運用を再確認するとともに、同要領に基づく工事写真となるよう受注者に対する適切な指導の実施について周知した。（参加者 10 名）</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/1 工事監理/(3) 産業廃棄物の処理委託契約を適正に締結すべきもの</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等では、産業廃棄物の処理委託契約は排出事業者が書面により行うことと定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、排出事業者である受注者と処分業者が書面で契約を締結しないまま産業廃棄物を処理している事例がみられた。</p> <p>発注者は施工計画段階で産業廃棄物の処理委託契約書を確認し、適切な工事監理に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>廃棄物の処理に関する計画が適切になされていることを確認するために、施工計画書の確認段階にて、「電気/機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）平成29年版」を用いて施工計画の確認を行い、「電気/機械設備工事施工チェックリスト 令和元年版」にてチェックを行った施工計画書を所属長まで供覧することとした。令和2年度着手工事より運用を開始し、関係係員に対しては、係会議等にて再発防止に向けた研修を行った。（参加者 16 名）</p>	

### (3) 令和元年度出資団体監査関係

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局雇用推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(1) 契約に係る手続を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入、修繕等の契約に当たり、以下のとおり適正を欠く事例が散見されたので改善されたい。</p> <p>ア 見積合せに当たり提出を受けた見積書につき、提出後の交渉により見積額が減額になったとして、当法人の担当者が手書きで見積額を修正しているもの</p> <p>イ 見積合せに当たり3者が最低価格を提示し、そのうち1者に発注したが、発注先を決定した理由が不明であるもの</p> <p>ウ 指名見積合せに係る被指名者の選考に当たり、被指名者の</p>

## 別紙

	<p>決定理由及び経緯が不明なもの</p> <p>エ 指名競争入札に当たり、契約規程に基づき最低制限価格を設定しているが、算定の方法が合理的とは認められないもの</p> <p>オ 契約規程によれば入札により受注者を決定すべきところ、指名見積合せを実施しているもの</p> <p>カ 契約規程では、見積合せに当たっては、見積に必要な事項を被指名者に通知するとしているが、この通知をした証跡がないもの</p> <p>キ 見積の通知に当たり、物品の納入期限など重要と思われる契約条件が、通知及びこれに添付した仕様書上で確認できないもの</p> <p>ク 契約規程では、契約書について、特定の場合に省略し、又は請書に代えるとしているが、この規定に反して契約書及び請書を省略しているもの</p>
--	--

### ≪指摘に対する措置≫

いずれも、契約規程の理解不足及び担当者と決裁権者の間での確認不足、担当者の異動や退職による引継ぎが不十分な点があり、不適切な事務処理となったもの。

指摘を受け、下記ア～クのとおり指導を行い、適切な事務処理に努めている。

なお、人員体制が縮小しており、現体制にそぐわない内容があることから、規程を改正（令和2年6月1日）し、改正後の規程の周知徹底と担当者と決裁権者間の確認を進めている。

また、現在の体制で健全な事務処理が維持できるよう、更なる事務の効率化、簡素化を含めた改善を推進していく。

ア及びイ 担当以外の職員による確認を行うこと。

ウ 選定理由を含めた記載とすること。

エ 最低賃金を下回る基準とならないよう、費目ごとに積算するよう改善すること。

オ 金額による契約方法の別について、職員による再確認を行い、適切な事務処理に努めること。

カ 文書等記録に残る方法での通知に改め、起案文書に記載すること。

キ 仕様書の様式を、納入期限を記載するよう改めること。

ク 規程の改正で、100万円未満の契約について契約書を省略できることとした。改正後の規程を周知すること。

監査対象	一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター（経済観光局雇用推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(2) 札幌勤労者職業福祉センターの駐車場を適正に管理するべきもの</p> <p>当法人が札幌市から借り受けている札幌勤労者職業福祉センターの駐車場の管理は、当法人の「駐車場管理規程」に基づくもの</p>

## 別紙

	<p>であるが、当法人は平成29年11月より、自ら行っていたその管理を民間企業に委託したものである。</p> <p>しかし、この管理形態の変更に際し、「駐車場管理規程」の見直しは行われず、営業時間や料金等の規定について、実態に合っていないことから、必要な規程の整備を進められたい。</p> <p>また、札幌市は、当法人に対し、当該駐車場の貸付に際して、その使用用途を札幌勤労者職業福祉センターと区別せず、「勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行うために使用し、管理運営しなければならない」としているが、当法人は、駐車場運営管理の受託者による管理状況の確認を行っていないことから、必要な対応を取られたい。</p>
--	--

### 《指摘に対する措置》

適正な管理運営とするため、規程及び契約内容を改正した。（令和2年6月1日改正）

また、受託者から毎月管理運営状況を報告させることとし、確認を行っている。

監査対象	公益財団法人札幌市防災協会（消防局総務部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(3) 勤務時間の振替えを適正に行うべきもの</p> <p>当法人の就業規則によれば、勤務時間を超えて就業した場合、超過した時間については30分を単位として後4週間以内の他の勤務日の時間と振り替えることができるものとされているが、勤務日から4週間を経過した後の日に振替えを行っているものが散見された。</p> <p>今後は、関係規定に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘に対する措置》

「時間振替」の期間について、改めて、職員へ説明・周知をするとともに、関係簿冊に修正したマニュアルを添付する等の対応を行った。

また、各職員に振替期日の確認を事前に行うよう周知し、期間の超過を防止するように管理体制を強化した。

監査対象	社会福祉法人北海道社会福祉事業団（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(1) 処分である利用の承認等を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理者制度を採る札幌市第二かしわ学園及び札幌市あかしあ学園の利用希望者に対する「利用の承認」等は、札幌市障害者福祉施設条例及び札幌市障害者福祉施設管理規則により、指定管理者が行うべきものと解される。</p> <p>そして、札幌市と当法人が締結した両施設の指定管理に係る協定（以下「協定」という。）及び協定に定める管理業務等仕様書（以下「仕様書」という。）において、当該「利用の承認」等は、</p>

## 別紙

	<p>当法人が指定管理者名により行うこととされているが、当法人が協定及び仕様書に即した処理を行っていることを確認することはできなかった。</p> <p>協定等に即して、必要な措置等を取られたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>現在利用している利用者については、利用承認手続きが行われていなかったことの説明及び謝罪をするとともに、速やかに利用申込書を提出してもらい、当該利用者の利用開始日に遡って利用承認を行った。また、現在利用していない方については、住所等が変わるなどして連絡がつかないことなどから、利用申込書は徴しないこととする。今後は、利用承認手続きについて、条例等の規定に基づき適正な事務処理を行うよう努める。</p>	
<p>監査対象</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉事業団（保健福祉局障がい保健福祉部）</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>2 公の施設指定管理者監査/(2) 指定管理に係る協定等を厳守すべきもの</p> <p>札幌市第二かしわ学園及び札幌市あかしあ学園の管理運営は、協定や関係法令に基づき行われるべきであり、管理業務の詳細については、協定及び仕様書に記載されているが、以下のとおり、仕様書に定めるとおりの管理業務が行われていない事例が散見された。</p> <p>協定は、私法上の契約と異なり、行政処分としての公の施設の管理者の指定に伴う条件であることから、その重要性を認識のうえ、札幌市と十分な連携を図りながら、協定等を厳守し、管理運営を行われたい。</p> <p>ア 仕様書に定める損害賠償保険の加入に当たり、被保険者を指定管理者及び札幌市とし交差責任担保特約(*)を付すべきところ、被保険者が指定管理者のみとなっていたもの</p> <p>イ 仕様書に定める届出事項について、届出がされていないか、過去に届出をしたものの、その内容に変更があるにもかかわらず、再提出をしていなかったもの</p> <p>ウ 仕様書に定める報告事項について、報告を行っていなかったもの</p> <p>(*) 交差責任担保特約：被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなし、被保険者相互間の賠償責任について補償する特約。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>被保険者に札幌市を含め、交差責任担保特約を付した損害賠償保険とする契約変更を令和2年3月31日に行った。</p> <p>未提出及び内容に変更が生じている届出事項等について、令和2年3月9日に提出した。今後は、仕様書に基づき適時に届出、報告を行うよう周知徹底する。</p>	

## 別紙

監査対象	社会福祉法人北海道社会福祉事業団（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(1) 補助金等の金額算定を適正に行うべきもの</p> <p>日中一時支援事業の補助金及び利用料は、障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて1回当たりの金額が定められている。</p> <p>年度途中で支援区分が変更となった利用者について、誤った区分で補助金の算定及び利用料の徴収を行っている事例がみられた。</p> <p>補助金等の算定に当たっては、その金額に誤りがないよう、適正に行われたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>綴り方を受給者証等が確認しやすく変更するほか、実績確認表作成や請求時、年次報告時には、受給者証等の障害支援区分や住所等その他項目について、職員2名体制での確認を徹底する。また、本件過誤請求に係る利用者の利用料及び札幌市への補助額については請求済み。</p>	
監査対象	一般社団法人札幌歯科医師会（保健福祉局保険医療部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(2) 補助対象経費を適正に計上すべきもの</p> <p>ア 札幌市子ども医療費助成事業等の実施に伴う補助金において、当法人が補助対象経費として計上した経費の中に、当該事業とは関連のない経費が計上されていた。</p> <p>補助対象経費については、当該事業との関連が明確であることを適正に算定し計上されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>補助対象経費については、本事業に直接関係する経費のみを計上するように留意する。また、従前より会議費、旅費交通費のみを補助対象経費として申請・報告していたが、事業周知に係る上記以外の対象経費〔（例）印刷製本費：広報誌印刷経費、通信運搬費：郵送経費等〕についても他事業と按分計算したうえで補助対象経費に計上するよう、併せて見直しを図る。</p> <p>なお、対象経費の実支出額が基準額を超えているため、今回の指摘事項について補助金の返還等は発生していない。</p>	
監査対象	一般社団法人札幌歯科医師会（保健福祉局保健所）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(2) 補助対象経費を適正に計上すべきもの</p> <p>イ 札幌市未就業歯科衛生士復職支援事業については、歯科医師会館内の札幌歯科学院専門学校（以下「歯科学院」という。）でリカバリー研修セミナーを行っているが、補助対象経費として計上している光熱水料費の一部については、会館全体の</p>

## 別紙

	<p>使用料金を算定基礎として経費を算定していた。 補助対象経費の算定に当たっては、面積など所定の割合で按分した歯科学院分の使用料金を用いるなど、より合理的な方法で経費を算定するよう改善されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘を踏まえ、需用費の算定においては、会館全体に占める歯科学院の稼働割合による按分を行うことにより、合理的な方法で補助対象経費を算定することとした。</p> <p>また、今後は、事業報告時に提出する経費内訳に係る資料に、稼働割合で按分することにより対象経費を算定していることを示す文言を明記することとした。</p>	

## 2 意見への対応（令和2年度監査報告第1号に掲載された意見に係るもの）

### (1) 令和元年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の意見	<p>第2 意見/1 冬期間に打設するコンクリートの施工について</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合には、コンクリートの初期凍害を防止するため寒中コンクリートとして施工し、養生期間中は養生温度を5℃以上に保つなどの温度管理を行い、保温された空間の温度を測定しなければならないと定めている。</p> <p>今回監査した土木工事において、11月下旬および12月上旬にコンクリートを打設した際、天気予報をもとに養生期間中は日平均気温が4℃以下とならないと予想していた。しかし、札幌管区気象台の観測記録によると、養生期間延べ8日間の内4日間について日平均気温が4℃以下であった。</p> <p>発注者は、天気予報のほか、過去の気象観測データ等をもとに、適切な施工に努めるよう、受注者を指導されたい。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>本件について、土木係会議において、発注者の責務を念頭に置いた今後の現場管理にあたり、札幌市土木工事共通仕様書を再度確認し、仕様書に準じた現場管理による確実な品質の管理に努めるとともに、受注者に対して適切な指導を行うよう周知した。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の意見	<p>第2 意見/2 産業廃棄物の市域内処理について</p> <p>産業廃棄物の処理にあたって、札幌市では社会的責務として産業廃棄物の市域内処理を基本方針(*)としていることから、工事の特記仕様書で「処理施設は原則市内施設とする」としているが、</p>

## 別紙

	<p>今回監査した設備工事において、市外施設へ直接搬出して処理している事例が複数件みられた。</p> <p>発注者は本市の基本方針に基づいて市域内処理の原則を順守し、産業廃棄物処理委託契約書等で処理施設を事前に確認して適切に受注者を指導されたい。</p> <p>(*) 市域内処理の基本方針：第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画で定められている</p>
<p>＜意見への対応＞</p> <p>①産業廃棄物の処理は、市域内処理が原則であること。</p> <p>②施工計画書提出時に、産業廃棄物処理委託契約書等にて産業廃棄物の搬出先が市内処理施設であることを確認すること。</p> <p>③市外で計画されている場合は、指導・ヒアリングを行い、協議簿にて記録を残すこと。</p> <p>上記3点について、係会議等を通じ職員に対し再度周知徹底をした。</p>	